

老人在宅介護支援センター・ユートピア居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人鶴丸会が開設する老人在宅介護支援センター・ユートピア居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が介護保険法の理念に基づき指定居宅介護支援事業の適正な運営を行うため、事業所の管理運営に関する事項を定め、事業所が居宅要介護者等の依頼に応じて、高齢者等の依頼に応じて、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 被保険者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
2. 被保険者の選択に基づき、心身状況、その置かれている環境等に応じて適切な支援を行うものとする。
 3. 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行うものとする。
 4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 老人在宅介護支援センター・ユートピア 居宅介護支援事業所
- 2 所在地 伊万里市大川町大川野字赤坂1647番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する主な職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名

事業所の職員の管理及び業務管理を一元的に行い、職員に必要な指揮命令を行う。

- （2） 介護支援専門員 常勤3名以上（内1名管理者と兼務）

要介護者等の依頼を受けて、居宅介護サービス計画を作成するとともに、指定介護サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

（営業日、営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 事業の実施地域は次のとおりとする。

- 1 実施地域 伊万里市内全域とする。

（内容の説明及び同意）

第7条 居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その利用手続き、方法及び内容等について説明を行い、理解を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第8条 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難である場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第10条 居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第11条 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行うものとする。

（身分を証する書類の携行）

第12条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
利用者にサービスの選択を求められるようにする。

（利用料等の受領）

- 第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。
- 2 通常の事業実施地域以外の居宅において、居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の実費を利用者から受けることができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。
- （1）通常の事業実施地域を終える地点から自宅まで 1キロメートル35円
- 3 前項交通費の支払いを受けるときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。
- 4 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（指定居宅介護支援の方法及び内容）

- 第14条 居宅介護支援は、利用者の依頼により、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービス等との連携に十分配慮して行うものとする。
- 2 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- （1）利用者本人・家族の状況、希望等の調査
- （2）居宅サービス計画の原案作成
- （3）居宅介護サービスの調整等
- （4）居宅サービス計画の実施状況の把握
- （5）日常生活上の問題等への助言
- （6）その他在宅生活上に必要な支援
- 3 利用者の相談を受ける場所として第3条に規定する事業所内とし、必要に応じて居宅等の訪問を実施する。
- 4 当事業所作成アセスメントシートを使用し課題の分析を行う。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 第15条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申出があった場合は、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第16条 事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保）

- 第17条 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 事業所は、介護支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（秘密保持）

- 第18条 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしはならないものとする。
- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

- 第19条 提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者・又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第20条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（会計の区分）

- 第21条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分するものとする。

（記録の整備）

- 第22条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他指定居宅介護支援の提

供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 23 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）

第 24 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※（令和 7 年 3 月 31 日まで措置経過）

（衛生管理）

第 25 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（身体拘束）

第 26 条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（附 則）

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する

変更 平成 18 年 4 月 1 日

変更 令和 2 年 4 月 1 日

変更 令和 4 年 11 月 1 日

変更 令和 5 年 5 月 1 日

変更 令和 6 年 4 月 1 日